

税制調査会（第13回）議事録

日 時：平成21年11月26日（木） 午後5時30分～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○渡辺総務副大臣

御苦勞様でございます。今いろいろと委員会等が開かれておりまして、お集まりが、おっつけ見えると思いますが、ただいまから第13回「税制調査会」を始めさせていただきます。本日は、前回に引き続きまして、要望項目の集中審議を行います。本日は、厚生労働省、金融庁、防衛省の要望項目について審議を行います。申し遅れましたが、峰崎副大臣が参議院の財金の委員会で、現在は出席並びに答弁ということでございますので、お見えになるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。

それぞれの要望項目等の評価結果につきましては、国税、地方税、それぞれお手元に配付をしてあるとおりでございます。

それでは、厚生労働省の要望項目について審議を行いたいと思いますが、ここでカメラ、マスコミの方には御協力をいただければと思います。後ほどまたいつもどおりにブリーフをさせていただきます。

（カメラ退室）

○渡辺総務副大臣

厚生労働省の要望項目につきましては、15分以内で御発言をいただければと思います。

それでは、長浜厚生労働副大臣、お願いします。

○長浜厚生労働副大臣

それでは、資料に基づいて御説明をさせていただきます。時間が限られているということなので、主だったところということで、まず最初は医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設というところから入らせていただきます。

要望内容は、持分あり医療法人については、出資持分に係る相続税により医業の継続が困難となるとの指摘があります。地域医療を継続しつつ、持分あり医療法人が持分なし医療法人へ円滑に移行できるよう、持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行を検討するものについて、出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税の納税を3年間猶予するとともに、3年以内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合に、猶予税額を免除するなどの特例措置を創設するというところでございます。

下に絵が描いてありますけれども、現状、持分あり医療法人と持分なし医療法人と分かれているわけでございます。

ポイントとしては、この税制措置は地域医療の崩壊を防ぎ、安定的に医療を提供するために、厚生労働省としては必要と認識をすることでございます。

この措置は、持分のある医療法人の出資者に財産放棄を求めることによって、一定の期間内に持分のない医療法人に移行することを促進するものであって、税負担の軽減が特定の方の受益につながるものではないということでございます。

逆に、期間内に持分のない医療法人に移行できなければ、従来どおりといいますか、普通の法律どおり出資者に相続税が課せられるだけであり、税制の公平性に影響を与えるものではないところでございます。

平成18年に医療法が改正されて、持分あり医療法人の新規設立は禁止されております。つまり持分あり医療法人は今ではつくれません。既に設立されている持分あり医療法人の出資者に、財産放棄を強制することはできないために、出資者の相続を契機として、持分なし医療法人への移行を促進するために必要だということでございます。

憲法までいってしまうとなんですが、憲法第29条、財産権はこれを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定める。私有財産は正当な保証の下に、これを公共のために用いることができるということで、この制度を創設することによって、我が省としては相続、お亡くなりになったということを経機として、地域医療が崩壊することを防いで、医療を守るため制度的な枠組みについて検討したということでございます。

この絵にも描いてありますとおり、持分なし医療法人になれば、自分の出した出資持分の払戻請求はできません。そしてまた、この持分なし医療法人を解散するんだと言っても、残ったときの残余財産は国等に帰属する。自分のものにはならないということでございます。

こういった状況の中において、今、話題になっているところでございますが、何としても地域医療の崩壊を防ぐために、この制度を是非創設させていただきたいということでございます。

続きまして2番目、試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除でございます。「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」、これは本年2月に改定をされて、内閣・文科・厚労・経産の共同であります。それにおいて医療品等の研究開発に係る税制の充実・強化を図るよう検討する旨を規定し、政策体系に位置づけられてもおります。

医薬品製造業は、売上高に占める研究開発費の割合が製造業一般3.6%に対して12.1%と極めて高い一方で、開発の成功率がとても低く、本税制措置により継続的・安定的な支援が不可欠ではないかということでございます。

これは前回も申し上げたかもしれませんが、平成20年の科学技術研究調査によると、医薬品製造業の研究開発比率は12.11%、電気機械器具製造業は4.88%、輸送用機械器具製造業は4.44%、そして製造業平均が3.62%ということでございます。よく1,000に3つぐらい成功すればいいということで、センミツという言葉を使いますが、薬品開発の成功確率は2万分の1と言われております。

医薬品の国内売上高が第1位である武田薬品という会社がありますが、世界レベルにおいては1位でなくても2位でいいのではないかという議論もこの頃あるようでございますけれども、世界においては日本国第1位の武田薬品のランキングは17位でございます。研究開発に力を入れなければ、日本の医薬品の国際競争力は更に低下をするという状況になっております。質の高い医薬品を国内で生産する力がなければ、経済的にもマイナスになりかねない。

今日衆議院で通過をさせていただきましたインフルエンザにおいても、何ゆえ輸入のワクチンを使わなければいけないのかという議論が随分出たところでございます。こういったことから、国の安全保障を何にとらえるかということもありますけれども、必要な医薬品が国内で供給できないという状況をなくしていかなければならないわけでございます。合理性、有効性、相当性、そういったことの中においても、ここに書かせていただいているように、合理性で言えば、今、申し上げた革新的医薬品や医療機器創出のため、医薬品等の研究開発に係る税制の充実・強化を図ることが今、必要とされているということでございます。

有効性とすれば、平成20年度利用実績としても増加型が約120社、165億円。高水準型が18社、約68億円のうち、製薬企業は増加型が5社、62億円。高水準型が9社、32億円であり、利用実績は上がっており、適用が製薬企業に偏っているわけでもありません。これはこの間御説明しましたように、経産との共管でありますので、経産の方でも試験研究費の分野において、この間、増子副大臣から御説明をいただいたところでございます。

製薬企業の平成20年度営業利益は、おおむねマイナスに転じているわけでありましてけれども、試験研究費は約16%の増加となっており、本税制措置により試験研究が促進されているということが考えられるわけでありまして。営業利益がマイナスとなっても、研究開発費は減らすことができないため、製薬企業の業績が軒並み落ちている昨今、研究開発費負担はますます大きくなってきているわけでありまして。これも先ほど申し上げましたように、儲からないからといって研究開発を減らしていきますと、それでなくても、当たると言っただけはなんですが、開発できる確率が非常に低いこの医薬品分野においては、この税制が効いているということが言えると思います。

相当性という観点でいえば、医薬品の研究開発のための補助金は、政策目的に沿った研究テーマ等に特化して支援する制度であります。一方で税制は、民間の創意工夫を活用した研究開発のインセンティブを高めることに資するものであり、両者の役割はこの医薬品の分野においては異なっているということも言えると思います。

革新的新薬の研究開発は、開発後に患者へ投薬できるまでの期間、いわゆるドラッグラグを解消し、患者の要望に応え、世界最高水準の医薬品を患者へ迅速に提供することに資するものであり、国民全体の利益をもたらすものであります。ドラッグラグとか、諸外国の中においても、日本の医薬品の承認の期間が長いということも言われ

ますし、研究開発にかかる期間も長いと言われておりますので、こういった新たなる医薬品の研究開発という意味においての相当性も、ここに述べているとおりでございます。

次に移ります。周産期医療の連携体制を担う医療機関の取得する分娩施設に係る特例措置の延長ということで、これは不動産取得税の分野でございます。

要望事項といたしましては、周産期医療の連携体制を医療機関が分娩の用に供する不動産を取得した場合に、価格の2分の1に相当する額を価格から控除する不動産取得税の特例措置について、その適用期限を延長するというものでございます。

都道府県が作成する「周産期医療体制整備計画」に基づく施設整備を支援するため、この計画期間中、平成27年度までであります。措置の延長をお願いするところでございます。

前回御説明をしたとき、小川政務官から御提案をいただいたスキームを正直に取り入れているのがこの図でございます。2分の1、2分の1、そして3分の1というサンセット方式と申しますか、御提案に基づいて軽減割合の縮減案を御提示申し上げているわけでございます。

いわゆる産科あるいは少子化対策と言ったらいいんでしょうか。それを進める中において、あるいは医科の科目の中においても産婦人科に対する状況ということは、限られた時間の中で、あえて御説明をする必要もない皆様御認識のとおりだと思っております。

合理性の分野で言えば、平成18年の医療法改正により、都道府県は周産期医療等の事業ごとに連携体制を構築するための、先ほども言いましたが、具体的な方策を医療計画の中に盛り込むことが義務づけられ、政策の中にその重要性が明確に位置づけられているわけであり。国民が安心して出産に臨める体制整備が強く求められている中で、2年前に創設したばかりの、わずか2年でありましたが、創設したばかりであり、これは延長が必要であるということを訴えているわけでございます。

有効性については、今、申し上げましたように、わずか2年ばかりでありまして、実績についてはもうしばらく経過を見る必要がありますし、勿論有効性がなければ、先ほども申し上げましたように、日本国の少子化対策の中においても大きな影響を及ぼすので、有効性が出てこなければ困るわけでございます。

相当性としては、本措置は補助金が対象としていない正常分娩を取り扱う施設も含めて、周産期医療機関の施設整備に対して税制支援を行うものであるということでございます。

また、周産期医療体制を充実・強化することは、少子化の進む現在では、国民的な課題であり、先ほども申し上げましたが、安心して子どもを産み育てるための施設整備支援については、国民の納得は得られるものと考えております。

また、インセンティブを発揮する観点からも、軽減割合の縮減も念頭に置いており、

課税の公平性に照らしても、必要最小限の措置といえるのではないかと思うわけでございます。

次に、社会保険診療報酬等に係る特例措置についてでございます。本措置は、社会保険診療報酬に係る非課税措置ということがまず1点あります。この措置は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的として、恒久措置として創設されているものでございます。

合理性としては、国民医療の向上を目的とする本措置は、医師不足などの医療提供体制上の問題が深刻化する昨今、医療崩壊を食い止め、地域医療の再生を図ることが求められている現状にかんがみれば、政策目的を達成したものとして廃止できるのではなく、引き続き措置が必要であると考えからであります。

有効性としては、医療機関は営利目的の医療は行い得ない。社会保険診療報酬から生じた利益は出資者への配当等に充てられることはなく、医師等の確保や処遇改善、設備投資に充てられるということでございます。

本措置が廃止され課税された場合、その分の5～6%（税率分）が医師等の確保、設備投資等に充当できなくなるため、医療の質・体制の整備に悪影響が出るということでございます。

相当性としては、本措置は、低廉な公定価格、社会保険診療報酬の下で、住民にとって必要な医療を提供する体制の底支えをしているものであり、診療報酬改定による対応と、適切な分担が図られていると考えております。

社会保険の充実と国民医療の向上のための税以外の措置として、診療報酬引き上げによる対応も考えられますけれども、来年がちょうど診療報酬改定の時期であるため、財務省の御見解もよく伺っておりますし、私どもの大臣も委員会等で発言をしている、例の診療報酬の改定の問題でございますが、医療給付費の増加を伴うため、被保険者、これは住民とか被用者からの保険料上昇及び公費負担（国・都道府県・市町村負担）の上昇を招くおそれがあります。

こうしたことから、本特例措置について引き続き存続を要望したいと言っているところでございます。

それから、2番目の医療法人の社会保険診療以外の部分に係る軽減措置でございます。本措置の対象である正常分娩や未承認薬等を用いた自費医療、労災医療、公害医療や感染症に対する予防接種等は、国民にとって欠くべからざるサービスであり、公共性の高い事業を実施する法人として、通常の営利事業より有利な税率が適用されることは、課税上の取扱いとして妥当なものであると考えております。

なお、正常分娩を含め、産科入院施設は6割強が自費診療であり、このような医療が一定の公的な側面を持つことを考慮すれば、仮に分娩に異常が生ずれば社会保険診療報酬部分の非課税措置が適用されることと比較しても、公平性を欠くおそれがあるとも考えます。

合理性として、医療提供体制の中核的存在である医療法人は、公共性の高い医療を実施する主体として税率軽減を行い、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保、これは医療法に規定されておりますが、これを図るためのものがございます。

特に産科を中心とした医療提供体制を再建し、国民の不安を軽減することが強く求められていることから、本措置の今日的な合理性から見ても重要なものと考えられるものがございます。

有効性としては、本措置が廃止され、医療法人が普通法人と同等に課税された場合についても、医師等の確保、設備投資等に充当できなくなるため、医療の質・体制の整備に悪影響が出るものと思われま。

相当性としては、本措置は事実上、社会保険診療報酬以外の収入に関わるものであるため、診療報酬上の対応を取ることができません。当該医療に係る事業安定上の支援措置はほかに存在をしないということも申し上げておきます。

あと、と畜場における設備に係る課税標準の特例措置の延長ということもお願いしておりますが、現在行っている国産牛のBSE対策を確実に実施し、国民の安心・安全を確保するため、と畜場の設備整備を進めることが重要だというふうに思っております。

また、公害関係で、公害防止用設備に関わる課税標準の特例の延長ということもお願いをしておりますが、これは有害物質の排出を抑制する公害防止設備の導入を促進するため、税制上の特例を延長する必要があると考えております。

今、申し上げましたと畜場と公害防止用は、規模の問題もありますので、これは事務的に検討すべき事項の整理とさせていただきたいと思っております。

以上、時間の関係からこの程度とさせていただきます。

○渡辺総務副大臣

峰崎副大臣がお見えでございますが、流れ上引き続き司会をさせていただきます。

まず、国税分につきまして、論点の提示を古本政務官からお願いします。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。厚労省分ということでお伺いをしました。

1点目が、医業の継続に係る相続・贈与税の話でございますけれども、要はこの持分なし医療法人へ移行準備をなさっておられる方々に、万が一相続が、出資準備等々をなさっておられる、持分の整理をなさっておられる途中に発生した場合に、どうなるんだということが大きな御趣旨だと承っております。今日改めて論点の整理いたしたいと思っておりますけれども、そもそも医療法人の方々に、経産省のやっておられる一人オーナーの医療法人版の一人院長先生法人というものが、全体の母数が平成20年現在で4万5,000法人ある中で約9割が一人院長先生法人というふうに承っております、更に統計データで調べれば院長先生の平均年収が収入ベースで3,000万円あるというデータがある中で、つまりこの4万5,000の方々の9割が3,000万円以上プ

レイヤーということがある中で、今後持分ありから持分なしに移行なさっていただくわけでありましてけれども、これは18年の法改正に伴う移行をしていただくわけでありましてけれども、その方々のうち、一人院長先生の方を対象にしてもっばらの議論をしていくのか、それともそれ以外の、つまり複数で経営なさっておられる医療法人が1割しかないということでありまして、そちらに少しターゲットを絞った議論にしていくのかによって、随分議論の行方も左右しかねないくらい偏りのある、持分ありの方の数が、それぞれの4万5,000法人ある中での内訳があるということをも整理しておきたいと思っております。

その上で、仮に将来の相続税負担への懸念があるということもわかりますので、持分なし法人へ移行するということですが、今回いただいている要望は、そもそも出資者が複数ある場合、相続が発生した後に議論すれば、基本的には事足りる話である中で、期せずしてそういう事態が発生したときにどうするのかという、議論が限定されるというふうに思っております。本来出資者の方々が生前にきちんと持分放棄の協議をしていただくという動機づけを付けさせていただきたいという狙いからすれば、法改正も既になされておりますので、かえってこのことが、生前において、例えば院長先生がお父さんで、息子さんが副院長先生というケースも多分あると思うんですが、生前にその協議を整えようというインセンティブが逆に働かなくなるのではないかと懸念もございまして、今回お申し出の全体の効果が果たして今、申し上げました、全体の平均が3,000万円以上プレイヤーでいらっしゃるということの中から、結果として3年間繰り延べるということは、率直に申し上げまして税金全体も大変先細っていく中で、あえてそのことを繰り延べることのメリットというのほどにあるのかということ、今後とも議論させていただきたいと思っております。

なお、地域医療ですね。本当に個人の医院を経営なさっている方が、一人院長先生が、地域の赤ひげ先生となってやっただいていらっしゃるという御努力は、その政策自体は、何らの疑いもない政策でありますので、そのこと自体に異論があるわけでは全くありませんので、そのことと資産税という問題をどう整理していくかに尽きると思っております。

2点目、国税の関係で、要望項目の16番でいただいております試験研究費の方でありますけれども、これは全体に増加分と高水準型ということで、過去からの増加した分と高水準の分ということでありますけれども、製薬会社が、なお依然としてR&D費の比率が12.11ポイント、電気が4.1ポイント等々伺いましたけれども、そもそもこれだけの投資をして、日本で一番の武田薬品さんということがありましたけれども、世界で見れば17位なんですか。風邪薬から抗ガン剤までフルラインで、今後とも開発をしていただくとしたならば、そもそもそのことにおける税の面での応援ということが、果たして政策誘導として世界の巨大な製薬メーカーと伍していくことを考えたときに、引き続きこのことで政策誘導することが、本当に日本の新薬の開発

あるいは電力との競合等々に打ち勝つ政策誘導になるのかということ、議論をさせていただきたいと思っています。

参考までに申し上げれば、法定税率から考えますと、最大で40%減らすことができるんです。ですから、根っこのところで既に相当なR&Dについては面倒を見させていただいているという中で、引き続き、増加型、高水準型における効果というものが、政策の効果として引き続き検証させていただきたいと思います。

武田薬品の例を若干紹介していただきましたけれども、数字についても、事前にお伺いしている部分と、増加型と高水準型の整理をまた付けた方がいい部分もあると思いますので、これは事務的に詰めさせていただきたいと思っております。

国税については以上です。

○渡辺総務副大臣

次に地方税を、小川総務政務官、お願いします。

○小川総務大臣政務官

まず、最初の周産期医療の分娩施設に係る特例措置でございますけれども、長浜副大臣から、新しいインセンティブ方式の御検討をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今までこういう特例は、2年、3年ごとに延長されてきて、漫然とやられてきたものが多かったと思います。これがかえってインセンティブ効果を薄めてきた側面がございますので、こういう観点から今回是非検討させていただきたいということでございます。

御要望の趣旨は、もう社会全体でよく認識をしておることでございますし、また創設も非常に新しいということもございまして、今、御提案いただいた延長幅あるいは特例の幅がそのままでいいかどうかは別にしまして、こういう方式での延長を前向きに検討させていただきたいと思っております。

ただ、適用件数が思ったほど出ていない面を、これが本当に効き目があるのかどうか心配をしておりますので、この点も論点になろうかと思っております。

社会保険診療報酬は、大変大きな話でございますし、一方で非常に慎重な議論も要するというように私どもも認識をしております。ただ、長年にわたりまして医療関係で大変高い収入を得ておられる方々であるにもかかわらず、こういう形で事業税が非課税と、しかも国税では課税をしていることとのバランスからいっても、大変大きな問題意識を持っているということも事実でございます。創設時の目的で、医者の皆様の所得の確保などについても、一部御紹介がございましたが、既に3,000万近いということで、一般の給与所得者と比較しても大変な格差がございます。それから、国税との不均衡等を含めて、これはよくよく議論をさせていただきたい。一方で、拙速な議論は非常に混乱をもたらすと思いますが、できれば来年1年間程度集中期間を設けて、実質的な討議を是非とも奥深くさせていただきたい分野でございます。

関連して自由診療の部分に関しましても、国税の方では原則基本税率、ところが事業税については、自由診療の部分についても軽減税率ということで、これも不均衡が生じております。先の問題と合わせて議論をさせていただきたいと思っております。

と畜場や公害防止施設の関連につきましては、他省庁関連分と受け止めておりますので、そちらの方で徹底的に議論させていただきます。

以上です。

○渡辺総務副大臣

それでは、長浜副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

それでは、まず事業税の方からですが、これはもう長く、昭和24年のシャープ勧告以来の事業税をどう考えていくのかという、国税にはない部分ですから、事業税の性格においても続いているところでもありますし、この事業税の問題、医療に関する事業税は多分27年ぐらいからずっと続いている案件ではないかと思っております。

国会でも何度もこれは審議をされているところで、医療をどうとらえるか、医療は社会保険診療という公定価格制度の下で、医業の非営利性、医師等の応召義務、患者さんが来られたら断ることができないということですね。応召義務などの制約のかかる公共性の高い分野であり、民間の医療機関も公立病院同様、地域における社会保険診療を担う公共性の高いものであること、やはり公共性の部分で、この事業税をどうとらえるかということでもありますので、今、小川政務官がおっしゃられたように、長く続いた議論でありますから、これはまた議論をしていく、ここの場で終わる議論ではないという覚悟はいたしておるところでございます。

それと、国税の古本政務官の御指摘の部分であります。これも、持分あり、持分なしという医療法人の中で、おっしゃられたように4万5,000の中における持分ありが今、4万3,000で、持分なしが1,700ぐらいです。私もなぜ移行しないのか。もうつukれないわけですから、後戻りができませんから、どんどん持分なしに移っていただければ、こういう心配は逆にはないわけですが、これをどうするか。さっきも申し上げましたように、憲法まで申し上げてしまいましたが、個人の財産権をどう、今、地方税のところでお話したような公共性の公益性のあるものに変えていくか、しかも後戻りはできない、つまり自分のお金を返してくれということができない状態にするかという中においては、これは一番最初の御説明でも申し上げましたように、納税を回避するわけではなくて、亡くなられた場合における3年間猶予をしていただきたいというスキームでございますから、それが嫌だということであれば3年後に課税の対象になるので、そういった意味からも御理解をいただければいいと思っております。

この2点だけ申し上げさせていただいて、今後御検討をいただければというふうに思います。

○渡辺総務副大臣

関連して、どうぞ。

○近藤経済産業大臣政務官

関連して、古本政務官も御指摘されたR & D減税の件でございますけれども、高水準型の話でありますけれども、医薬品産業の状況についてはまた別の機会があるかと思っておりますが、基本的に成長戦略を考える上で、やはり高い研究開発比率、研究開発型の企業を政策的に誘導して行って、インセンティブを与えて、そして研究開発によってこの国の成長を促すということは非常に重要である。

かつ海外でもこうした40%が、非常に下駄をはいている、ベースも高いという話でありましたけれども、法人税率のことを考えますと、決して日本の企業が優遇されているわけではない状況の中で、やはりここは特出しをしてR & D減税を充実させる。とりわけ高水準型については、高いリスクをその分取っているわけでありますから、その高いリスクにさらされている企業を下支えする、インセンティブを与えるということは極めて重要であろうかと考えます。

また、適用が1つの産業にこだわっているということでありますが、経済産業省と中小企業庁のアンケートでは、中小企業の利用は製薬業界だけではなくて、機械3社、精密機械、電気機械、非鉄金属等々、ものづくりを支える幅広い分野も利用しております。ですから、特定業種と一概には言えないのではないかと考えております。

いずれにしろ、20年度に始めたばかりの制度でもありますから、この時点でやめるというのはいかかなものかと考えますし、また1点、医薬品産業については厚労省さんが緻密に分析されておられる分野でありますけれども、経産省でも研究を重ねておって、ラインナップはともかくとして、やはり医薬品というのはどうしてもここは、どういう行き方をするにせよ、R & Dの比率は必然的に高くならざるを得ない。また、この分野は大変波及効果も多いので、その点においてもやはり、製薬業界、特定業種批判というのは必ずしも当たらないし、仮に現在の製薬業界だとしても、十分その分の元は取れるのではないかとすることは指摘したいと思っております。

○渡辺総務副大臣

まず、古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

今、経産の方からも補足をいただきまして、ありがとうございました。厚労省からお配りいただいた資料の2ページに、同じく省庁によるアンケートということなんですけれども、これによると持分あり医療法人の4割がこの措置を要望しているという、4割という大変大きな数字をいただいているんですけれども、これは確認いたしますと、厚労省から日本医療法人協会を通じて取っていただいたアンケートでございますけれども、母数がN数981に対して、回答があったのは77件ということで、本当にそれで4割だというふうに、このことをもって、今、近藤政務官からもアンケートによるとということで補足をいただきましたけれども、もう少し本当に、なぜにそもそも

法律で規制の入っている医療法人の持分ありというものについて、だめだと言うのに、今なお4万5,000者のうち4万3,000者が手当せずにそのままにいることの原因は一体どこにあるのか、そもそも相続は親子間、兄弟間でいろんな協議があるでしょうし、むしろそちらに問題があるのではないかということも当然考え得ることでありまして、もう少し事実関係を深掘りさせていただきたいと思っています。

あともう一点だけ申し上げておいた方がいいと思うんですけれども、ちょうど経産省さんも来ていただいているので、実は、事業承継税制はいいと思うんです。あれはまさに雇用を維持し、まさにその会社を存続させることにより、要件も大変厳しいです。御批判があるのはよくよくわかっております。これはいろいろ改善していけばいいと思うんですけれども、事業を承継することにより、雇用も守り、産業も守り、企業も守っていくということだと思えるんですけれども、何分この4万5,000ある社団のうち4万3,000が一人院長先生ですから、これは当然持分が分散することにより、相続によって分散して、医院を承継できなくなるという御懸念もよくわかるんですけれども、1割しかそれに当たる人はいませんので、やはり経産の方でやっておられる事業承継も少し参考にしながら、例えば地域における医療機関をどうやって守っていくかという議論は、むしろこういう税の話も勿論大事なんですけれども、これ以外のところにむしろあるのではないかということも提起しておきたいと思えます。

○渡辺総務副大臣

それでは、小川政務官、その後、阿部先生、お願いします。

○小川総務大臣政務官

長浜副大臣から、大変御見識に満ちた御意見をいただきまして、ありがとうございます。そういったことも踏まえてになるろうかと思いますが、シャープ勧告というお話をいただきまして、創設が御指摘のとおり昭和27年です。大変な戦後の混乱の中で、社会保険診療そのものもなかなか進まない、あるいは国民皆保険もまだまだこれから、しかもお医者様も恐らく収入も不十分な中で、大変公的な使命を担って開業される。非常に姿が浮かぶような気がするわけですが、それから60年、しかもこの特例自体も歴史があるんですが、見直しの議論自体も非常に歴史がございまして、最初の昭和58年の旧の政府税調から30年近く見直しが議論されてきているということも踏まえて議論を進めさせていただきたいと思えます。

それから、地方税全般については是非、これは各省共通なんですけれども、国税の場合は国の意思で自ら税金をまける話でございまして、地方税につきましては、地方税法の改正は国の意思で強制的に地方をまけさせる側面、これが本質でございまして、この点から言えば、全国知事会を始めとして、大変地方からも要望が強いということも合わせて今後議論をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○渡辺総務副大臣

阿部先生、どうぞ。

○阿部社会民主政策審議会長

今日はたまたま厚生労働省のお話ですので、医療に関わります部分が大変多くございまして、そして皆さんの御認識とほぼ変わることがないと思いますが、現在、地域医療の崩壊状況と申しますのは、単に病院医療という、病院という大きな塊を取ったもの以外でも、各地で診療所等々の消失がその地域の医療に係る権利を奪うという深刻な事態も多々あるように思います。

先ほど来のお話で、例えば開業医の先生が年間 3,000 万円の収益だというような平均値を出されての御論議は、ちょっと乱暴かと思えますし、そもそも私自身は実は勤務医でしたから、逆に開業医の先生たちがやってくださっている仕事というのは、その収入の中で、大体退職金もありませんし、全部すべてのことを賄っていかれて、なおかつ地域では学校健診や予防接種も請け負っておられるという多面的機能だと思います。

古本さんも小川さんも、丁寧な御論議をとおっしゃっていたので、是非実態をもう少し把握して、乱暴に平均値で話すと、実は最も必要とされる部分の医療機関をなくしてしまう、すなわちこれからは地方分権化して、その地域で生きられる基盤をと、過疎法の改正もあると思いますが、その中で医療は極めて重要な部分を占めておりますので、全体のバランスからお考えをいただきたいと思います。

また、先ほど地方税たる事業税ということが、ここで取れないということについて、国からの取り決めでそうなるというふうなニュアンスでおっしゃられましたが、そういう側面以上に実は、地方における事業税というのは、もともと資本収益に対する課税ということで、この診療報酬というものが収益性ということとどうであるかということの論議も必要なように思います。

その一方で、今、医療機関では消費税問題もありまして、消費税を診療報酬にいただかないのは、収益事業とみなしていないからでもあります。整合性のある論議が行われないと、実質においては医療基盤をつぶしますので、先ほど1年をかけてというお話がありましたので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

○渡辺総務副大臣

時間が大分、6時10分までが厚生労働省でございしますが、この後御意見がいろいろあろうかと思えますけれども、この後のことにつきましては、また随時調整チームで検討していただくということにしますけれども、よろしいでしょうか。

○長浜厚生労働副大臣

はい。

○渡辺総務副大臣

それでは、厚生労働省の要望項目につきましては、ここで終わらせていただきまして、金融庁の要望項目につきましては審議を行いたいと思います。

それでは、発言は、大分タイトな時間なので、できるだけ御協力のほどお願いいたします。

○大塚内閣府副大臣

それでは、お手元に、平成 22 年度税制改正要望についてというホチキス止めの資料と、それから私の名前が付いております 1 枚紙がございますのでその両方をごらんいただきながら 10 分ぐらいで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回ゼロ次査定で、金融庁については、1 枚紙の一番下にありますような御評価をいただいた次第でございます。今日は、そのうち随時調整、政治レベルでお願いをしたいという 12 項目のうち他省庁関連分を除く 9 項目について意見を述べさせていただきたいと思っております。

この 9 項目を、更に中身を類型化いたしますと、この 1 枚紙でございますように、大きく分けると、投資を促進するあるいは証券市場等の活性化を図るというものが 5 項目、それから金融商品間の整合性を確保するというものが 2 項目、それから、昨日、古本政務官の方から御説明のあった適正化に関するものが 2 項目となっております。

それでは、ホチキス止めの方の資料をめくりいただきながらざっと御説明をさせていただきます。

まず、右下のページで言いますと、3 ページには、1 枚紙の方の 1 の (1) に当たります金融所得課税一体化の範囲拡大ということについて要望させていただいております。これは債券の利子と譲渡損失の損益通算を認めるという御対応をお願いしたいということでございますが、やはり、我が国の周辺の税制が、大変まだいびつな状態でございますので、そういう中で消費に投資しやすい環境整備をするために損益通算を認めていただきたいというのが、趣旨でございます。

3 ページにも概要が記載してございますが、次の 4 ページをごらんいただきますと、現行の債券税制の複雑な状況を御理解いただけたらと思っておりますが、債券税制全体の見直しに向けて、まずはこの項目について今回御対応を願いたいということでございます。

次に、7 ページをごらんいただきたいと思います。7 ページの方は 1 枚紙で申し上げますと 1 の (2)、やはり投資促進のための施策でございますが、少額の上場株式等投資のための非課税措置を法制化していただきたいと思いますということでございます。

これは御承知のように、現在、譲渡益課税については軽減税率が適用されているわけでございますが、やがて軽減税率見直しに当たり、やはりそれを補って余りあるだけの証券市場活性化のための施策を盛り込んでおきたいという趣旨でございます。併せて、そのための諸準備のリードタイムも要りますので、是非今年度御検討を賜りたいということでございます。

制度の概要については 7 ページに記載してございますが、7 つの項目が書いてあるんですが、3 番目でございますように非課税投資総額 100 万円を 5 年間で 500 万円ま

でを対象といたしまして、最長 10 年間、途中売却自由、年間 1 人 1 口座、こういうようなものをつくりまして、少額の証券株式投資の促進を図りたいということでございます。

8 ページをごらんいただきますと、これは見慣れた図でございますが、我が国においては大変金融資産の構成がいびつであるという状況が続いております。どこかモデルになるような国ないしは最終的な我が国としてのゴールにするような国があるというわけではありませんが、国によってさまざまにいいとは思いますが、もう少し現預金に集中している金融資産の構成を変えていきたいという取組みは続けてまいりたいと思っております。

ちなみに、同様の制度は、各国でも設けられつつあるんですが、10 ページをごらんいただきますと、イギリスにおける同様の、ISA という言い方もいたしますが、個人貯蓄口座ということで、投資残高が徐々に増えているということなどもあり、日本でも是非御検討をいただきたいという趣旨でございます。

次に 14 ページをごらんいただきますと、14 ページは 1 枚紙で申し上げますと 2 の (1)、商品の整合性確保のために、年金払積立傷害保険（損保年金）、これは生保の年金商品との平仄を整える観点から、個人年金保険料控除の対象に、今申し上げた損保年金を加えていただきたいということでございます。

事実上、正しく年金と同じような受けとめられ方をユーザーにはされておりますので、やはり控除において生保の商品との平仄を整えさせていただきたいというのが趣旨でございます。

続きまして、今度は 18 ページをごらんいただきますと、これは 1 枚紙の方で申し上げますと、1 の (3)、やはり投資促進のための措置でございます。要望事項といたしましては非居住者等が受ける国債・地方債に係る利子の非課税措置について簡素化・拡充を図ること。並びに非居住者等が受ける社債等に関わる利子について、非課税措置を導入するというところでございます。

これは、海外投資家にとって非居住者、つまり海外投資家が受ける社債利子に課税がされているということが、我が国の社債市場への投資資金流入のネックの一つにもなっているという認識の下、このようなお願いを申し上げます。

併せてそのページの下に少し耳慣れない言葉でございますが、民間国外債等の利子等に関わる特例の恒久化ということで、これは 1 枚紙で申し上げますと、1 の (4)、やはり投資促進という観点から要望させていただいております。これも諸外国との取扱いのイコールフットィングを整備するという意味でございます。

今、債券について 2 点続けて申し上げましたが、その次の 19 ページをごらんいただきますと、我が国の公社債の利子課税の複雑さが記載してございまして、絵そのものが複雑で大変恐縮でございますが、ごらんのような状況を、少しでも簡素化、同時に諸外国との環境のイコールフットィングを整えたいということで、1 の (3)、1 の (4)

などを掲げさせていただいております。

続きまして、ページを少しめくっていただきまして、27ページになります。27ページにつきましては、これは1枚紙で申し上げますと、2の(2)、やはり消費の整合性確保の観点から、火災保険等に関わる異常危険準備金の積立についての御対応をお願いしている件でございます。

これは、ここ数年大変大きな災害が続いたために、28ページをごらんいただきますと、異常気象に伴って豪雨が増えていること等は、例えば28ページの右上の棒グラフを見ていただきますと定量的にはこんな感じですが、実際に実感的にも先生方にも御理解をいただけると思うんですが、その結果として34ページをごらんいただきますと、積立金が大変漸減をしているという状況が続いておりますので、これを修正するために、積立金を少し積み上げていくために、無税積立率4%を要望するものでございます。

続きまして、39ページまでお進みいただきますと、1枚紙の方は1の(5)、これも投資促進市場活性化という観点から、これもまた耳慣れない言葉でございますが、特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内の募集要件の見直しをお願いしたいというものであります。要望事項の真ん中の括弧のところがございますように、海外からの我が国の債券市場への投資を促進させる観点から、特定社債というのは、下に少しポンチ絵がございますが、特定目的会社SPCの発行する社債でございますが、これに関わる国内募集要件、つまり国内で50%以上、募集していなければならないという要件を廃止していただきたいということでございます。

併せて、これは2の(2)でございます。

最後に残りました適正化については1枚紙の方の3の(2)の方から申し上げますが、3の(2)の適正化については、今ごらんいただいている39ページの右下にありますように、今、申し上げました要望以外に、特定出資について同様の要件等を導入という適正化の案を提示いただいたんですが、これについては、特定出資というのは、有価証券とは少し性質が違うものでございますので、御対応については御検討をいただきたいということでございます。

前後いたしますが、もう一度3ページの一番頭に戻っていただきますと、説明を飛ばしていただきましたが、適正の1番目の項目である3の(1)について、3ページのちょうど真ん中の四角の中に書いてございますが、適正化案として譲渡益課税の対象となる公社債の拡充ということを、昨日お示しいただいたんですが、これはやはり債券税制全体の見直しの中で御対応いただきたいということを申し添えまして、とりあえず私からの説明を終わらせていただきます。

総じて言えば、それほど財政的な御負担をかける税制ではございませんので、特に、今の株式市場の動向、景気の動向等を考えますと投資促進市場活性化という観点に関わる税制については特段の御配慮、御検討を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺総務副大臣

それでは、古本政務官。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。順次申し上げます。

まず、1点目の損益通算の話でございますが、こちらについては、現在、10%の軽減税率を適用しているという状況の中で、20%の本則に戻るのが約束では24年からということでございますので、基本的に23年末まで、この10%の軽減税率を適用されているという事実を踏まえますと、22年度の改正で、損益通算の範囲の拡充ということまで踏み込むかどうか、これは大きな論点になるかと思えます。

なお、その際に、いわゆるインカムゲインのところとキャピタルゲインのところについて、かつての旧民主党税調の時代、あるいは党内の金融関連に精通した諸先生方の意見として、株式を本来、長期保有していただくという意味では、本来、配当課税については、少しやさしくして、そのことによって、長期保有していただき株価の安定を図るといような御趣旨の方も随分いらっしゃったと思っておりますので、そういう意味では、全体の議論の整理ということも並行して必要ではなかろうかというふうに思っております。

その上で、なお、この損益通算をやるんだという御判断に至れば、政府の政策全体で、そういうことに至れば、御指摘の公社債についての範囲の拡大ということも、当然射程の中に入ってくるだろうと思っております。

それから、2点目の、いわゆる日本版のISAについて少し触れたいと思うんですけども、こちら、ずばり言えば、前政権時の決定に基づいてISAということであるというふうに承知しておりますので、果たして100万という水準あるいは5年に500万ということで、諸外国で効果が上がっているということは重々承知しておりますけれども、少し全体の議論として、このことが本当に一番の選択肢であるのかと。特に証券市場が冷えている中で、いわゆるビギナーの方が非常に参入しやすくなるというインセンティブが働くということも、例えば英国などの先例にならえば、いわゆる中低所得層の方が、新たに市場参加していただけるというような要素もあるということも重々伺っておりますので、そもそも金融庁として、内閣として、前政権がお決めになったことを引き続き踏襲していくかということの整理を、まずはすべきではなかろうかと思っております。

それから、傷害保険でありますけれども、こちらについては、実は今、御指摘がありましたけれども、例えばある社の商品の案内を見ますと、約款になるんだと思いますが、保険料振り込み期間が満了し、保険料全額の払い込みが完了している場合は、保険契約が有効に存続している限り、所定の給付金を給付金としてお支払いしますということになっておりまして、大きく分けますと60歳以前に、こういう障害になった

場合は、60歳以降の年金の支払いがある場合が、いわゆる生命保険の個人年金で、このタイプにおそらく入るんだと思うんですけれども、他方で、損害保険における60歳以降の年金の支払いについてはないということでありまして、このことを選択するかどうかの選択性になっている商品のおそらくタイプになっておりまして、60歳までに無事故だった場合は、これは支払いがあると、おそらくこの部分だけを取れば、確かに外形的には年金のように映る部分もあると思いますけれども、少なくとも約款等々を見る限りは、給付金といいますか、それで払われておりますので、いわゆる年金と同じ控除の適用の範囲にこれを入れるべきかどうかというのは、なお議論が要るのではなかろうかと思っております。

続きまして、公社債の非課税の話でありますけれども、確かにいただいた資料の4ページを見るにつけ、非常に範囲がばらばらとしておりまして、特に非居住者の受け取る振替公社債ということでは、安心して安定的に投資続けていただくということ考えますと、いろんな処置が必要になってくるんだと思いますけれども、これはあえて適用期限3年ということをしちんと設定をする中で、対象債券及びその対象者の範囲について、しちんと限定条件を付して議論をすべきだと思っておりますので、以後、議論を継続させていただきたいと思っております。

それから、民間国外債の利子等にかかる特例の恒久化でありますけれども、実は特定の国ということで、恐らくスイスを想定していると思うんですけれども、過般のG20サミットや財務大臣プロセスにおいて、いわゆる不透明な資金の流れというのは整理していこうという方向で各国のトップが議論しているという中で、果たして特定の国において本人確認を不要とする特例をどうするかという御議論なんですけれども、実は調べましたら、既にドイツとフランスでは廃止されているということでありまして、日本も少し議論をするときに来ているのではなかろうかと考えております。当然マーケットで資金調達されておられる方々は大勢いらっしゃると思ったんですけれども、調べてみると、スイスではストックベースで1,300億円、更に資金調達されている方も特定の個社に限られているというデータも事前にいただいておりますので、少しこのスイスの特例については、引き続き残していくことの妥当性を慎重に議論をさせていただきたいと思っております。

なお、これも併せて期限なし租特ということなんだろうと受けとめておりますけれども、期限なし租特であるというステップが、まず、あるんだろうと思っておりますので、議論をするのであれば、是非そのことも期限を設ける中で節目で議論をさせていただければと思っております。

続いて、火災保険等の異常危険準備積立制度でありますけれども、これは、いただいたデータを見て、そのとおりで、自然災害が発生する中で、損保会社各社が、その際に備えた異常危険準備金を積み立てていくということでありまして、それぞれ、期限の定めがない本則の2%今やっておりますけれども、これについて4%まで

認めますということではありますが、現在、相当な水準までまた既に積み上がってきているということかんがみて、まだなお引き続きストックを上げていくのかどうかというのは議論をさせていただきたいと思っております。

それから、特定目的会社のいわゆる導管性の御議論もいただきましたが、そもそも非居住者による振替社債については、現在課税ということになっておりますので、利子非課税が実現していないという現段階で、そもそも全体の政策判断ができるんだらうかという、まず入口の疑問があります。

その上で、SPC特定社債でありますけれども、例えば相当利回りもいい商品で、魅力的な商品だということも伺っておりますので、果たして50%を国内で調達しなければならないという縛りは、非居住者に対しての投資を躊躇させることの支障になっているのかどうかということを少し整理させていただきたい。

その際、副大臣からいただきました、昨日少し御提案した要望にない項目で要望してしまい大変恐縮ですけれども、特定出資についての50%要件を当ててはどうかという御議論を提起いたしましたので、少しここの整合性というもの、先ほどの有価証券とは異なるという御指摘も賜りましたけれども、引き続き調整をさせていただきたいと思っております。

続いて、最後です。譲渡益課税対象になる公社債の話も、要望にない項目の中でありまして、少し提起をさせていただきました。これも全体の中で議論をしたいという前向きな御発言をいただきましたので、引き続き協議をさせていただきたいと思えます。

国税については、以上です。

○小川総務大臣政務官

地方税は、国税連動または同様でございますので省略させていただきます。

○大塚内閣府副大臣

政務官からの御指摘はごもっともな面もあるんですが、とりわけ鳩山政権、最初の本格的予算編成をこれから迎え、それから税制改正も迎えるという中で、予算についてはこれから明るい話題も盛り込まれていくと思うんですけれども、税制についても少し明るい話題があった方がいいのではないかと。

ISAについては、これは前政権下で検討されたものということは事実ですが、景気対策についても、エコポイントとか、いろんなものもいいものは継承することによってやっているわけでありまして、前政権時代に検討されたものだということは、適否を判断するためのファクトとしては、ちょっとオミットしていただければありがたいなど。

本当にこれが、証券市場対策としてなかなか妙案がない中でどうなのかという観点から、是非御検討いただきたいと思います。

最初の1項目目の損益通算の話が、軽減税率は23年度までで、24年度から新しい対

応になるのではというお話でしたが、そうであるからこそ、仮に軽減税率をやめるときに、ある程度のダウプレッシャーはあるわけですから、それを跳ね返すだけの制度は用意しておきたい。これをやるためにはある程度システムの準備も要りますので、今回の税制改正の議論の中である一定の方向観を出していただく価値はあるのではないかと、個人的にはそう思っております。

それから、損保年金の先ほどの話で、約款にそういうことを書いてあるということは、こちらも不勉強で大変恐縮でございましたが、ただ、お話を聞く限りでは、そうであるならば、無事故で60歳になって、給付が行われる人に限って行えばいいという発想もありますし、老後の生活について公的年金だけではなかなか皆が不安になっている中で、商品の多様性と安心性を提供するというのも政府の重要な仕事であると思っておりますので、是非これも御検討いただきたいというふうに思っております。

あと、民間国外債の、先ほどはスイスだけだというお話だったんですけども、これについては、18ページ以降のところなんですけれども、ちょっと見ていただきたいんですけども、24ページをごらんいただきたいんですが、これもスイスが特殊な国だというのは事実なんですけども、そのスイスにおいて日本の企業もファイナンスしなければならないという局面がまた来るかもしれないというときに、今回、私どもがお願いをしている方向で対応できないとなると、結局いざとなるとスイスにおける本邦企業の起債に障害を与えるかもしれないという観点も是非御配慮いただきたいと思っております。

金融マーケットは、今、小康状態ですけれども、いつ何時また逼迫するかわからないという環境面にも是非御配慮をいただきたいというふうに思います。

その他、申し上げたいことは、縷々ございますけれども、昨日質問させていただいたこととも関係するんですけれども、何のために税制改正をやるのかという目的と、それから、何のためにという目的が明確になったら、今度はどういう判断基準で適宜判断するのかということについて、やはり明解であることが結局税制改正に対する国民の皆さんの信頼を得ることになりますので、この時期、今回の税制改正にどういう魂を込めるのかということも是非深く企画委員会では御議論いただきたいと思っております。間違っても旧政権での、鉛筆を倒して〇×というような、そういう電話帳の処理に近いようなことにならないように、是非、御検討賜れば幸いです。

○峰崎財務副大臣

今、最後におっしゃられたことなんですけれども、この租特の問題について冒頭何度も確認しましたね。これは公平性や、透明、納得というところからしても、本当に認められるのだろうか。特に増税になる部分もありますが、減税になるところは、法人税の関係では、利潤を上げたところだけが、これは更に、ある意味では御利益を補助金として補填される。特別の目的があるがゆえに、それが実は設定されているのに、それが本当に公平性あるいは透明性、納得性という観点から本当にいいのだろうか

ということからずっと我々はこの問題については深掘りをしているんです。

それ以外に、この要望項目以外の問題は、勿論さまざまところで議論しないといけないので、そこの理念は非常にはっきりしている。

ただ、先ほど来私はあまり発言しなかったんですが、研究開発税制というのがあります。これは去年 6,000 億ありました。何で 6,000 億もの財源を使うのかというのは、どうも背景を調べてみると、法人税を引き下げたいけれども、なかなか法人税引下げというのは、どうやら世論の反発がある。そうしたら、ここは研究開発税制というところでそれを補填する。そうすると、これは租特でもうかっているところだけに補填されて、法人税の税率という非常に共通の、国民みんなが、法人みんなが利用できる税率のところに行かない。それはやはり本来は、課税ベースを広げて税率を下げていくというのが筋ではないか。これはこの間の中小企業の 11%の税率のときも申し上げました。

中小企業関係の税で言えば、何段階もある。それらが多層的に加わっていて、なおかつこの税率を下げてくれと、少々お待ちくださいと、この間議論したはずなんですが、そういう観点から我々は考えていかななくてはならないのではないかと。これが 1 点目です。

日本版 I S A の問題は、私はこれをペンディングにしてくれと言いました。どうしてペンディングかといいますと、I S A を入れること自身は、本当に証券市場のある意味では活性化というところつながるのだろうか。法人税率を 20% から 10% に下げても、依然としていわゆる株式市場の状況というのはごらんとおりの状況です。個人がなぜ参入していかないのか。こういうものを設けたら行くのだろうか。そういうものに対する金融庁からの、ある意味では確固たるものというのは、私はあまり聞いていないんですが、この問題を私たちが民主党の税制調査会のときに議論したときも、これはある大学の先生が言ったように、日本人の資産形成におけるプロセスを見たときに、あまりにも住宅、子どもが産まれてきて結婚すれば、保険に入っていく、こういう資産形成のプロセスをずっとたどってみると余裕ができて何かうまく出てくるというのは 60 前後になって初めて出てくる。

そのときに株式市場に投資しましょうかということになるかどうかです。そういう意味で、資産性、所得の偏りというのは見られるけれども、これを本当に是正していくことについて言えば、多分今までの住宅促進税制を、若いころに住宅を持たせようとするわけです。そういう資産形成が非常に大きく左右していると思うので、そういうもの全体を考えていかなければいけないのではないかと思っているんです。

いわゆる 20% になる前にいきなり上げてはいけないから、個人の 100 万を 5 年間だけはこういう形でやったらどうだろう。こうすると一つの税の中に、非常に複雑なものがここに生まれてくるわけです。我々からすると、透明性とか納得性ということを考えてときには、20% にいきなり行くはきついのであれば 15% に行きましょう。それ

から続いて 20%に行く段階的に、だれもがわかりやすい税率ということで、これは私たち民主党がかって自由民主党や公明党が与党のときに、税率の中に非常に複雑なものを入れて、民主党の方がわかりやすいと、市場で評価されたことがあるんです。10%に下げて我々は景気対策では 10%に下げますと、ですから、そういう意味で、ISAを入れるとなるとISAの番号を入れないといけない。

そういう意味で言うと、これがうまくいかなかった場合にはその投資は無効になっていくわけです。そういう意味で、こういう税制というところに複雑なものを入れていくというよりも、わかりやすくしていく意味ではISAよりも税率を、例えば 10%を 15%に上げていく。そして 23 年から 20%に上げていくという段階的なものを提起した方がいいのではないだろうか。

更に我々民主党はずっとこれまで長期に個人が株式保有することが、日本の株式市場の安定につながっていくということを、これまで実は議論してきたので、こういう日本版ISAではなくて、むしろ長期保有をしていることが個人の株主にとって見ると、非常にメリットがあるというインセンティブを与えた方が、これは先ほど古本政務官が言ったように、いいのではないかと考えているんです。

それで、これをペンディングにしてくれということで議論して、これもまた引き続き協議していったらいいと思うんですが、そういう意味で先ほどのいろんな御提起に対して、やはり我々は過去に自分たちがどんな議論をしてきたのかという延長線上に物事を考えていった方がいいのではないかと少し思っていますのが、私の意見です。

○大塚内閣府副大臣

峰崎財務副大臣の御指摘については、特段異論はございません。ただ、今の経済環境を考えると、平時において税制改正の議論をしてきたときとは、ちょっと様相も違って、また、今のお話の中の話で少し敷衍をさせていただくと、確かに住宅税制を変えるというのは、全然周辺部分、他の部分と連動して、資産構成とか、人生設計上の資産の増減のタイミングを図っていかなければいけない。それはそのとおりだと思います。

そういう観点でいうと、例えば一人っ子で、結婚すると両方の家から家を 2 件相続するなんていう人もいる中で、最初の頃のこの会合で申し上げたかもしれませんが、郊外にどんどん新しい住宅を建てさせるような、あるいは郊外開発でやるような税制というのは、むしろみんなが貧乏になっていくような、資産価値を下げるわけですから、供給過剰で、よくないと私も思っているんですが、そういう中でISAについては、若い人の中でも、自分で手当をしなくていいという人たちも結構出ているんです。むしろ引き取ったものをどうしようかという人たちもいる中で、こういう制度ができたなら、ではやってみますかということ聞いてみると、20 代、30 代で意外に関心を示す人は多い。

ただ、副大臣がおっしゃるように、簡素化そのものは私も大賛成ですし、簡素じゃ

ないとやる気になりませんから、そういう意味ではこれが何か普遍的な対策になると思いませんが、現下の経済環境と、今申し上げましたような社会環境の変化から考え得る、他国において前例のある一つのチャレンジの価値はある税制かなというふうには思っております。勿論全体的な判断はお任せいたします。

いずれにしても、他のところも含めて金融証券税制というのは大変複雑であるというのは全く同感でありまして、なるべくシンプルにしたいと思えます。

シンプルにしていくためにも、先ほどの債券のところでも申し上げましたように、債券税制全体を見直すときに併せてやっていただきたいものもあって、簡素という意味で申し上げると、適正化の措置なんかもこういうタイミングで、小さなものをしていただくよりは、今の議論の延長線上で言えば、債券税制全体の見直しまでペンディングにさせていただきたいことも逆にあるということですので、全体としての、税調としての御主張が首尾一貫的なものになるように、我々も自重しながら、いろいろ要望いたしますので、是非御検討賜りたいと思えます。

○古本財務大臣政務官

恐縮です。民外債のスイスの件で、スイスで資金調達をしている方たちに迷惑がかかるという御懸念をいただきましたけれども、ドイツ、フランスはもうやめたという紹介をいたしましたけれども、その後きちんと代替措置みたいなものを取りながらやっているというふうに聞いておりますので、また情報交換しながら、技術的に詰めさせていただきたいと思えます。

○渡辺総務副大臣

それでは金融庁、よろしいでしょうか。

○大塚内閣府副大臣

はい。

○渡辺総務副大臣

ありがとうございました。それでは最後になりますが、わずかな時間ではございますが、防衛省の榛葉副大臣、お願いします。

○榛葉防衛副大臣

ありがとうございます。防衛省でございますが、先日御説明をし、Eという評価をいただきました。最後のお疲れのところ大変恐縮でございますが、この問題につきましては、現在、日豪間でACSAの協定そのものをまだ議論しておりまして、協力対象となる活動や物品、役務の内容をまだ議論している最中でございますが、この問題につきましては、消費税分でございますが、引き続き外務省並びに関係省庁と議論させていただければと思っております。

○古本財務大臣政務官

役務相互提供協定、いわゆるACSAの協定内容が具体化した段階で、実務的な詳細を詰めさせていただきたいと思えます。

○渡辺総務副大臣

非常に簡潔なやりとりで、市ヶ谷からありがとうございました。

ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、ちょうど予定の時間となりましたので、これをもちまして本日の第13回税制調査会は、閉会させていただきたいと思えます。

では、皆さんお疲れ様でございました。

○峰崎財務副大臣

どうも本当に榛葉さん、ありがとうございました。

○渡辺総務副大臣

次回は11月27日、午後5時半からこの場所で開催をさせていただきます。

明日は、内閣府、外務省、財務省の要望項目と、主要事項のうち、たばこ税、納税環境整備、地方税制、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンについて審議を行います。後に設営され次第、この場所で会見を行います。

以上でございます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。